

2026年度推進計画

1. 適正取引推進のための理解醸成

放送事業者、番組製作会社それぞれの担当者のみならず経営層を含め、関連法令等の共通の理解を深めるため、次の取り組みを行う。

- ・ 中小受託取引適正化法（取適法）、フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）、独占禁止法などの関連法令と、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省ガイドライン）の周知を図る。
- ・ あわせて、関連する下記の行政規則の趣旨や内容の周知を図る。

- ・ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（2025年10月改正）
- ・ 受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（2025年10月改正）
- ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（2024年10月改定）
- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（2026年1月改正）

そうした際には、各事業者において次の点に留意が必要であることを徹底する。

- ① 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあること。
 - ② 取引対価や仕様、知的財産の取引条件等の発注内容は上記振興基準等を踏まえ、十分に協議したうえで明確化・決定が図られることが必要であること。
なお、こうした取り組みの推進にあたっては、別紙「放送コンテンツ業界における適正取引のさらなる推進に向けて」を参照すること。
 - ③ 取適法で手形による製造委託等代金の支払が禁止されたこと。
 - ④ 総務省ガイドラインを踏まえ、サプライチェーン全体における就業環境の整備の諸課題に配慮する必要があること。
 - ⑤ 上記振興基準の遵守にあたっては、政府が促進する「パートナーシップ構築宣言」が方策になり得ること。
- ・ 総務省「放送コンテンツ製作取引実態調査」を参考として、放送事業者、番組製作会社それぞれにおける関連法令等に関する理解度や遵守状況の把握に努める。

2. 適正取引推進のための学びと実践の支援

- ・ 関連法令や総務省ガイドライン、適正取引推進のために事業者や取引関係者が講じるべき措置などに関する研修会を開催する。
- ・ 協議会テキスト「よくわかる放送コンテンツ適正取引」の更新を含め、広く関係者が放送特有の事情を含め、適正取引推進のために必要な基礎知識を学ぶ教材のあり方を検討する。
- ・ 取適法管理ツール（Microsoft Excelのマクロ機能を用いたツール）の活用を促し、適正取引の実践に役立てるよう支援する。
- ・ 行政が開催する適正取引推進のための研修会のスケジュールを把握し、ウェブサイトで共有する。
- ・ 放送事業者と番組製作会社それぞれのベストプラクティスを収集し、共有する。

3. 推進計画のフォローアップ

- ・ 社会経済や行政の動き、放送事業を取り巻く変化を踏まえ、適宜フォローアップを行う。
- ・ 研修会では参加者アンケートを行い、現場担当者や経営層の率直な意見を収集し、協議会の活動に反映する。

以 上

2026年4月

放送コンテンツ適正取引推進協議会

放送コンテンツ業界における適正取引のさらなる推進に向けて

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、放送コンテンツ・アニメーション等業界において、「取引対価」や「価格交渉」などの取り組みに関し、改善の指摘を受けたことを踏まえ、当協議会の推進計画でさらなる取り組みの強化を図るため、構成団体傘下の事業者等の全体で、以下の事項の周知を図ることとする。

こうした適正取引の推進に向け、構成団体傘下の事業者は、自社内のみならず取引先に対しても周知を行う。また、構成団体における「取引適正化」について議論する委員会等の場で、各事項の周知状況について確認を行う。

1. 取引対価について

<指摘事項>

- ・ 発注内容が曖昧な契約とならないよう、十分な協議を行った上で、契約条件について書面等による明示及び交付が徹底されることが必要。
- ・ 取引対価については、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、スポンサー等にも働きかけつつ、十分に協議して決定されることが必要。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 一律に一定比率で単価を引き下げて製造委託等代金の額を定めること。
- ・ コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
- ・ 中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

○ 委託事業者において可能な限り実施する事項

- ・ 中小受託事業者への発注にあたっては、発注内容、納期、価格、付随費用、支払手段、支払期日等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む）による明示及びその交付を徹底する。
- ・ 取引対価の決定においては、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正

な利益や管理費を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善を検討できるよう、十分に協議して決定するように努める。

- ・ 取引対価における価格転嫁の取り組みに関し、関係各方面の理解醸成に資するように努める。

2. 価格交渉について

<指摘事項>

- ・ 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、放送局への働きかけも行いつつ、十分に協議して決定されることが必要。特に、ガイドライン記載のとおり、番組改編期や、新しい企画ごとに、単価を見直すことを徹底することが必要。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ・ もともと転注※するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

(※従来行っていた発注を別の取引先に転じること)

- ・ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

○ 委託事業者において可能な限り実施する事項

- ・ 長年の慣行で、相場が定まっている単価等についても、中小受託事業者の申し出に応じて、協議を行うように努める。

3. 仕様変更・契約条件について

<指摘事項>

- ・ 委託事業者は、仕様等を明確にして発注することが必要。また、仕様等を変更するときは、中小受託事業者に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は委託事業者が負担することが必要。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 中小受託事業者に見積りをさせた段階より発注内容が変わったにもかかわらず、製造委託等代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を製造委託等代金の額として定めること。

○ 委託事業者において可能な限り実施する事項

- ・ 当初の発注段階で中小受託事業者と十分に協議のうえ、仕様等を明確にして発注するように努める。
- ・ 仕様等を変更するときに、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がない場合は、追加費用は委託事業者が負担するように努める。

4. 支払条件

<指摘事項>

- ・ 取適法及び振興法の対象取引については、受領後60日以内において定める支払期日までに製造委託等代金が支払われることが必要。
- ・ ガイドラインの記載のとおり、「放送日」起算ではなく、「受領日」起算に変更する取組みが必要。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 取適法及び振興法の対象取引について、支払期日（受領後60日以内）を超えて支払うこと。

○ 委託事業者において実施する事項

- ・ 「放送日」起算ではなく、「受領日」起算に変更するように取り組むように努める。

5. 知的財産の保護について

<指摘事項>

- ・ 知財の取引条件が明確化、適正化されることが必要。特に、完パケについて、自主行動計画の中で、著作権の帰属についての判断基準が明確化されることが必要。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 知的財産権について、無償による譲渡を強要する、または相当の対価を支払うことなく委託事業者に持分の全部または一部を帰属させることを強要すること。
- ・ 知的財産権の対価について、中小受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

○ 委託事業者において可能な限り実施する事項

- ・ 知的財産権の取り扱いは十分に協議したうえで、契約内容を明確化し、書面等により明示するように努める。
- ・ 著作権の帰属については、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（改訂版）【第9版】」の解説などの周知に努める。

6. 働き方改革

<指摘事項>

- ・ 働き方改革による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、中小受託事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが求められる。

<対応方針・改善方針>

● 委託事業者において実施しない事項

- ・ 短納期または追加の発注、急な仕様変更等を行う場合に、中小受託事業者が支払うこととなる増加コストを中小受託事業者に負担させること。

○ 委託事業者において可能な限り実施する事項

- ・ 自らの取引に起因して、中小受託事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うよう努める。

以 上